

町村トップ通信

榛東村／阿久澤成實村長

特集

群馬のチベット、神流町に呼ばれて

前緑のふるさと協力隊

藤森 美子

県町村会

／臨時総会、関東町村会トップセミナー、「平成24年度県予算編成及び施策に関する要望」に対する県からの回答

議会から

下仁田町／千野榮治

群馬県町村議会議長会理事

県町村議会議長会／臨時総会、県町村議会議長・事務局長研修会



雨の木道

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 45

おすすめの一冊⑤ 「快樂としての読書」

思いがけぬ旅からの日々

走になりました。また、ハンディー

観光係では、群馬県の百名山のひとつの鹿岳（かなたけ）への登山道整備がありました。標高は一、〇一五メートル程で、頂上からは西上州の山々を一望することが出来、四季を通じて登山者に人気があるといわれる山です。地元の方たちと一緒に、歩道の整備、ロープの張り替え作業を行い、終了後は、おにぎりとお席のカップラーメンを、おいしくご馳走になりました。

カメラで頂上からの景色の撮影もすることが出来ました。介護保険では、国、県の方々には、制度の見直し、絶え間ないご尽力をいただいていることを痛感しました。総務課秘書係では、首長の執務の円滑な遂行に配慮しました。気持ちとすれば、もし自分が、その立場なら、どうかということです。

職場でよく思うことは、皆さんも既にご案内のとおり、報告、連絡、相談と、挨拶の大切さです。又、どうしても調子が出ないというときには、あまり深く考えずに、とにかく動くことが大切と言われたことがあり、まさにそのとおりだと感じています。

既に私も五十五歳になりましたが、同級生や、あまり変わらない年齢の方々が、脳梗塞や、不慮の事故で亡くなっています。一生懸命の中にも、極端な無理は出来ないと、このごろ考えるようになって来ています。

この四月に、企画情報課に異動になりました。良い機会を与えていただいたことと、周囲の方々への感謝の気持ちを忘れずに、やり残した仕事は無い、後悔することの無いよう、緊張感を持って、これからの毎日を大切に過ごして行きたいと考えています。

（南牧村企画情報課 参事 田村 英治）



榛東村のご紹介

榛東村は、群馬県のほぼ中央部に位置し、榛名山の東麓に広がることから、どこでも朝日と雄大な関東平野を見ることができきる村です。人口は約一万五千人、面積は二七・九四平方キロメートルでもコンパクトですが、一体感のある村です。関越自動車道へも近距離にあり、また榛名・伊香保の観光地を背にして、都市と自然の接点に位置する住環境に恵まれた立地条件にあります。近年では周辺都市のベッドタウンとして開発が進み、子育て世代やシニア層に人気が高く人口も微増傾向にあります。公共下水道整備や中学校改築工事等を推進し、健康で活力と文化に満ちた住み良い村づくりを推進しています。

また、昭和四十年代から都市近郊農村としての地の利を生かして、都市住民に身近なレジャ

日本で一番太陽に愛される メガソーラーパークを活した村づくり

榛東村長 阿久澤 成 實

ーを提供してきた村ともいええます。特産品であるぶどう狩り、ふるさと公園、耳飾り館、自衛隊の桜祭りなども県内の人なら一度は訪れたことがあるでしょう。そこに日本で一番太陽に愛されるメガソーラーパークがラインナップいたします。

金環日食の観測

先日（五月二十一日）の金環日食は、皆さんご覧になりましたか。これだけ広い地域で観測できることはもう三百年以上ないのだそうです。榛東村に二つある小学校では、登校を一時間早めて校庭で親子観測会を開催したところ、合わせて六百人も保護者の方が集まっていたいただきました。私も子どもたちの早朝登校に合わせて行われた交通安全パトロールに参加し、その足で小学校に寄らせてもらいました。多くの保護者に学校行事に関心を持っていただき感謝の

気持ちでいっぱいになりました。いよいよ予定された時間になると徐々に太陽が隠れはじめ、金環となったときには校庭から歓声が上がりました。世紀の天文ショーを親子で小学校の校庭から見れたことは、一生忘れられない思い出となることでしょう。

また、金環となったときに少しだけ体感温度が低くなりました。明るさはあまり変わらないのにほんの僅かな時間欠けただけでも、こんなにも影響を受けるなんて太陽の偉大さを改めて感心いたしました。そして、私たちの村ではこの太陽の恩恵を利用した事業が進められようとしています。

ソフトバンク榛東ソーラーパーク

榛東村の上位部に位置する八州高原では、メガソーラー発電所の建設が着々と進んでいます。東日本大震災による原発事

故により、再生可能エネルギーについての調査研究を始めました。その中でソフトバンク株式会社（本社：東京都港区）の孫正義代表取締役社長が自然エネルギー協議会を立ち上げ、自然エネルギーを普及促進する活動に取り組みまれるとの情報を昨年五月入手いたしました。孫社長の自然エネルギーの普及の必要性に共鳴し、ソフトバンクグループのメガソーラー発電所の誘致に名乗りをあげました。早々に村議会でも誘致決議が行われ、本社への表敬訪問など積極的に誘致活動をかさねて参りました。

このたび、ソフトバンクグループで自然エネルギー事業などを行うSBエナジー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：孫 正義）と二〇二二年三月五日（月）榛東村地内に

おいてメガソーラー発電所を建設することに合意し、四月二十日工事開始となりました。この発電所では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が発効となる本年七月一日に運転を開始し、CO₂削減に寄与していきます。

この発電所を囲むように外周道路があります。これらは二五〇メートル直線道などで高地一、〇〇〇メートルに計約一キロメートルのランニングやウォーキングなどのトレーニングに活用していただけたら幸いです。そして、自然エネルギー普及推進のメッカとして、多くの人が見学に訪れることが見込まれ、村民自らの経済活動の場として整えられればと考えています。公開いたしましたら、是非一度訪れてください。お待ちしております。



7月1日運転開始となるメガソーラー発電所の概要は、次のとおりです。

発電所名	ソフトバンク榛東ソーラーパーク
所在地	群馬県北群馬郡榛東村八州高原内の榛東村所有地
敷地面積	最大49,300m ² （調整中）
出力規模	約2.4MW（約2,400kW）
年間発電量	約268万kWh／年
※EPC施工	一般家庭約640世帯分の年間電力消費量に相当 シャープ株式会社 株式会社佐藤建設工業（土木施工）



群馬のチベットの、神流町と呼ばれて

前緑のふるさと協力隊 藤森美子

「田舎暮らし」がマスコミを通し、世間を賑わせるようになったのはもう何年昔の事なのでしょう。「農ある暮らし」、「自給自足」、「土に近い生き方」、そんな言葉が色んな所で聞えてくるようになり、そのような生き方を求めて、自然がすっかり消えてしまった場所に住む人たちは、自然が豊かに残っている田舎に、移住し、そこを拠点に新しい生活を始めました。その数は徐々に増え始め、俗に言う「イーターン」という存在は今では立派な農村の人口を構成する一つの層になってきています。

私もその中の一人です。群馬県の中でも秘境と呼ばれる多野郡神流町に住むきっかけになったのは、NPO法人地球緑化センターが行っている「緑のふるさと協力隊」事業に参加した事でした。

一年間、派遣された農村（主に過疎地）に住みながら、その

場所の活性化に繋がるようなお手伝いをして過ごすというこのプログラムを、受け入れてもらっている市町村は、その年によって前後するのですが、私の時は四十五市町村あり、群馬県では高山村、神流町、上野村、南牧村の四カ所で受け入れをして頂いています。この「緑のふるさと協力隊」事業を受け入れ始めてから神流町は今年でもう四年目を迎えますが、一番最初に派遣されて来た女性と三代目の私がそのまま町に残り、現在はまだ新しい協力隊が町に住みながら、毎日のように町のいたる所に繰り出し、畑仕事をしたり、一人暮らしの高齢者の訪問をしたりと忙しく動いています。

一年間という限られている期間の中で、どれだけ町の事が知れるかは、たかが知れているかもしれませんが、参加した人の中には、派遣された地域で、働いたり結婚したりと理由はさま

ざまですが、一年間という任期を終えても残る人も少なく在りません。実際に、神流町の場合でも、一代目の方は自分で元々得意だったパン作りを仕事として、町内、また隣村へと出張宅配パン屋さんを開業し、また、神流町の森林組合で働いていた方とめでたく結婚、今では一児のお母さんとなり、すっかり町民として暮らしています。

この「緑のふるさと協力隊」事業は、もちろん定住促進を目的とした事業ではありませんが、都会での暮らし方しか知らなかったという参加者が多い為、実際に住みながら感じる事のできる農村の生活は毎日、新鮮さに溢れ、自分なりの充実した生き方を見だし、その結果、一年という任期を終えても、「残りたい」という思いが生まれてくる事はとても自然な流れのように感じます。

実際に私が協力隊を終え、残

るか、帰るかという選択を迫られた時、一年で「神流町を離れる」という選択肢はあまり考えなくなかった…と言いますか、自分の地元に戻って、また今までも同じ暮らしに戻ってしまう事に対し、あまり希望を感じることが出来ず、それより、一年住んで見え始めてきた「神流町での暮らしをもっと深めていきたい」、という気持ちの方が強かったため、そのまま継続して残る事を決め、今年の四月から臨時ではありますが、町の観光案内所の方で働かせて頂いています。

いつも、人は自分の住んでいる土地に対し、慣れすぎてしまふと、目の前にあるものが当たり前のように感じ、有り難みを感じなくなってしまうがちです。

私の生まれた土地は、千葉県の大きな都市であり、そこには畑はなく、山もなく、川もなく、あるのは小さな公園、所狭しと並ぶ家々、ファミリーレストラン、スーパー、コンビニ…そんな所で育ったものだから、自然溢れる神流町は私にとって、東京よりも素晴らしい世界に見えてしまふわけです。東京で、

もう人が住めなくなってしまう所はどのくらい広がってしまったのでしょうか。人も、やっぱり動物なのだから、自然がない所では、息苦しくなってしまうものは当然ですよ。

しかし、町に住んでいる多くの人は言います。

「こんな山ばかりのところによくまあ来たね」

「ここには仕事がない。だからみんな出て行くし、それはしょうがない。もともと町場の方が便利でいいよ」

悲しき事に、自分の生まれた土地の良さは見えにくいものです。

農村の良さ。神流町の良さ。協力隊としての一年を通して、たくさん感じてきた事、その中でもとりわけ思うのが、「人に対しての関わりあい方」は、このような過疎地の大きな財産だ、という事です。

人に対し、無関心で居る事は容易い事です。それは人が多ければ多い程当てはまる気がします。テレビでよく映る東京は渋谷のスクランブル交差点。足早に通り過ぎる彼らは何を思い歩いているのでしょうか。前を歩く人を見ているのでなく、おそ

らく全然違う事を考えながら通っているに違いありません。

しかし、神流町のように人口の少ない農村だと、そうはいきません。みんな、善くも悪くも人に対し関心を高く持たざるをえぬ環境です。「今の車は○○の家のだ」、「あそこん家の○○をあそこで見かけたよ」、「この家の○○はあそこからお嫁に来たんだよ」、「この顔は○○に似てるから、○○出身だろう」。すごい。みんな町に住む人の事は全体的に知っている人が多い。町全体が親戚のような感覚。みんなどこかで繋がっている。神流町に来て一番驚いた事でもあり、自分の地元との違いを大きく感じた事の一つでした。

自分の町にどういった人が住んでいるかを知っている、という事は、大きな安心感に繋がります。老人の一人暮らしが多くなってきたいますが、多くの場合は近所の人がそういった人がいる事を把握出来ている為、都会のような孤独死という事態に繋がる事は少ないでしょうし、近所の世話焼きのおばさんなどが、おかずを作りすぎたから…と家に訪問してくれたり、社会福祉協議会や保健福祉課の職員



が定期的に訪問するなどし、定期的に誰かの目が行き届きやすい状況が出来ています。

町の目はお年寄りだけでなく、子供にも向けられます。現在、神流町の小学生は四十三人、一クラス平均六人以下しかない

ので、その子たちは町にとっ て、当然守らなければならぬ大切な宝物なわけです。よく、身内でもなんでもないおじさんが子供に「○○、今帰りかい?」とか「○○、ちょっと見ないうちに大きくなった



な！」と気軽に話しかける場面に遭遇します。神流町のような小さい町では、みんな意識せずとも人と人は支え合いながら生きていつている社会システムが成り立っているわけです。

比べて、自分の地元ではどうでしょう。近所の子供にさえ話しかけられない大人ばかり溢れ、自分の子供とさえ、コミュニケーション不足の家庭だって少なくない、というのが現状です。また、一人で暮らしている

老人は、「一週間誰とも話していない…」なんて事だって充分ありえますし、近所の人で、「娘さんとか来てるのかね？」とこっそり噂話をするくらいで、食べ物を届けてくれるようなおばさんなんて、いないはず。人口六十万人以上を支える社会システムは神流町のよりも、もっと孤立したものであり、個人主義的なものになってきてしまっています。

今は、心に目を向けなければ生きていけない時代です。心に目を向けられるようになった時代とも言えます。便利な生活だけではやはり人の心は満たされ

ず、土から学び、土に育てられ、生きていく事で得られる何とも言えない原点に繋がっている時の喜びは、明らかに都会にはない学びの一つだと思います。

しかし、そういった喜びが溢れる農村では、現在も人口の流出が激しく、神流町も、例に漏れず、過疎地と呼ばれてもう長く経ちます。「仕事がない」「生活が出来ない」「子供が進学する」を理由にどんどん人は流れて行きます。そういった地域は、高齢者ばかりが残る事になり、六十五歳以上が五〇％以上になるとそこは「限界集落」と呼ばれるようになります。『限界集落』という言葉は一見希望も何もないような暗いイメージを持ってしまいう方も多いですが、私の場合、神流町に来て、違うイメージを持つ事が出来るようになりました。

長い歴史の中で、一つの町や国がずっと変わりなく続いてきた、という事は決してなく、人はある所に流れたり、ある所に住んでみたり、そういう動きを繰り返しながら、進んできたはずですね。だったら、集落が消えていく事なんて、当たり前前で、決して悪い事ではない、と

考えるようになりました。

実際、限界集落と呼ばれる神流町の持倉地区のおばあさんに「自分たちの集落が消えて行く事に対して、どう思いますか？」と聞いた事がありました。そのおばあさんは言いました。「悲しいけれど、しょうがない事だ」。もう一つ続けて質問しました。「もう一度、この地区に人がたくさん住み着くようになってほしいですか？」そしたら、一言。「そうは思わない」。そのおばあさんは今日も家の近くの畑で、せっせと畑仕事をしているはずでしょう。

きつと想像以上にそういう所に住んでいる人たちは、自分たちの住んでいる所が消えて行く事に対し、覚悟しているし、ある種、悟っている部分があると、そのおばあさんのやりとりから感じ、素直に納得できてしまったのです。

逆に、変に問題として取り上げる方が間違っているし、ただのマスコミのネタにしか成り得ていない『限界集落』という言葉を使う事に対し、以前よりもすぐく気を遣うようになりました。

人が減って行く事よりも怖い

事。それは、自分の町に対する「主体性の欠如」と「誇りの喪失だ」と感じます。

「主体性の欠如」。つまりは、人まかせの癖を気付かぬ内に作ってきたしまった人が増えてきているのではないかと、という事です。例えば、神流町に住んでいる人は、今の町の進み方に對し、皆、多かれ少なかれ、何かしらの意見を持っています。「耕作放棄地の対策はもっと役場が真剣にやっつけていかなければいけない」、「産業が一つもないから、雇用も創出できない」とか色々思う事が皆あり、町に對しての関心が高く、驚かされるのですが、「〇〇に任せておくのではなく、私がやるしかない!」と、行動する事は、なんだかすごく難しい事になってしまっている印象を受けます。

また、「誇りの喪失」。これは私の地元に対する思いもそう言えますし、神流町に對し、町の人々が「ここには良いところなんてない!」と断言するのを耳にしたり、中学生に「大人になったら町を出ていきたい人はいますか?」という質問に對し十一人中十人が「出たい」と答える状況だったりと色々な所で見つけ

られるのですが、中学生の例に關しては自分の地元を大切に思う気持ちを持ち続けられれば、出ても出なくても誇りは守られていると言えるのかもしれないが、どこかで自分の町を「〇〇否定してしまう言葉に出会ってしまうと、誇りはどんどん失われ、自分の町に對し、よい所を発見しにくくなってきてしまう子供たちが増えてきてしまうのではないかと心配になる時があります。現に私は、自分の周りの大人から、自分の町に對しての良い所について聞いた事で印象に残っていることはあまりなく、そのような環境の影響もあるのか、自分の地元に對し、「町おこししたい!」とか「町を良くしたい!」とかそんな思いにかられた事は一度もありませんし、自分の生まれた町で老後暮らしたいなんて、今のところ全く考えていません。今あげた二点、「主体性の欠如」、「誇りの喪失」は都市部、また多くの過疎地が抱えている危険性だと感じます。自分の地元を愛する事というのは言葉では簡単ですが、行動を求められると、なかなか、ぶつかる問題も多そうで、大変な事です。

プロフィール

前緑のふるさと協力隊

藤 森 美 子 (ふじもり よしこ)

平成22年

神田外語大学 外国語学部 国際コミュニケーション学科 卒業
(卒業後、TV制作会社に入社、教育番組で1年働く)

平成23年

緑のふるさと協力隊事業に参加
神流町に派遣される

平成24年

現在、神流町観光案内所に勤務

神流町に住み、神流町のあちらこちらを回る中で気付いた農村の現状や強み、弱さ。農村に実際に飛び込み、さまざまな事を感じながら過ごした一年は、「来てみなければ気づけなかった事」だらけでしたし、これからも発見する事は多そうです。

最後に、農村部には都会にはない強みがたくさんあります。何より、自分から動けば、役割を作っている場所がたくさん残っているし、変わって行く様子も見えやすい。すると、次にやるべき事も判断しやすい。問題もありますが、未来を明るくしていく可能性は充分あると思います。農村部の方で、地元愛が消えかかっている方々、コンプレックスをもっている方々、ぜひ自信をもつて下さい。少なくとも、私はそう感じています。

臨時総会を開催



開会あいさつする市川副会長

市川副会長は、開会あいさつにおいて、東日本大震災による

被災地への長期職員派遣や震災がれき処理の受け入れ等を行っている町村長に謝意を述べた。

総会議事では、

平成二十三年度群馬県町村会一般会計補正予算(第一号)が承認され、平成二十三年度財団法人全国自治協会災害共済群馬県支部会計補正予算(第一号)及び平成二十三年度全国町村職員生活

群馬県町村会は、五月二十二日、東京都・全国町村会館において臨時総会を開催した。

平成23年度 群馬県町村会 一般会計補正予算など承認

承された。

また、部会の部会長について、社会保障部会長に茂原甘楽町長、産業振興部会長に関川場村長、行財政部会長に貫井玉村町長を選任した旨、報告され了承された。

協同組合群馬県支部会計補正予算(第一号)の報告も行われた

当選町村長 紹介



昭和村
堤 盛吉

一九五一年一月十一日、昭和村生まれ。六十一歳。趣味はつり・植木。「初志貫徹」を座右の銘としている。これまでに読んだ本で感動したのは『関ヶ原』。

県境越えて連携

関東町村会トップセミナー開催

関東町村会は、研修の効率化並びに町村どうしの情報交換及び連携を図ることを目的に、平成十八年度から都県町村会の共同開催により、町村長を対象と

したトップセミナーを開催している。今年度は、本会、埼玉県町村会、千葉県町村会、神奈川県町村会及び山梨県町村会の五県町村会が参加し、五月二十二・二十三日に、東京都・全国町村会館で開催され、県境を越えた町村長の連携・親睦がより深まった。

本県からは二十一人、埼玉県町村会からは十人、千葉県町村会からは十人、神奈川県町村会からは七人、山梨県町村会からは八人の町村長（副町村長含む）が出席し、各講師の提言に真剣に耳を傾けていた。演題及び講師は次のとおり。

政権交代とは何だったのか



北海道大学大学院
教授

山口 二郎氏

TPP問題と日本農業の行方



(株)農林中金総合研究所
特別理事

葛谷 栄一氏

防災危機管理

～自然災害に町村はどう対応すべきか～



防災システム研究所
所長

山村 武彦氏

今、問われる日本の国柄とは何か



思想家

井上新 甫氏

「平成24年度県予算編成及び施策に関する要望」に対する県からの回答

県が16項目に回答

群馬県の平成二十四年度予算編成と施策に関連して、県町村会は昨年十月三日に大澤知事に対し政策提言的な各種要望を行ったが、その要望事項に対して県担当部から次のとおり回答があったので、以下に掲げる。

一 地方交付税の充実強化について

◇回答

三位一体改革で削減された地方交付税の復元・増額に加え、東日本大震災に係る特別交付税を含めた地方への財源措置については、地方六団体が国に要望してきたところである。群馬県でも、独自の取り組みとして「当面の国に対する政策要求」において、地域の行政需要の的確な反映や、交付税率の引き上

げなどによる地方交付税の増額確保を国に要望した。

これらの成果として、平成二十四年度地方財政計画において、震災復興特別交付税などの東日本大震災分が通常収支分と別枠で整理されるとともに、通常収支分の地方交付税についても、様々な財源確保の取り組みの結果、対前年度比十〇・五パーセント増の確保されたところである。

今後、緊急防災・減災事業をはじめとした東日本大震災への対応を含め、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額が確保

されるよう、あらゆる機会を捉えて国への働きかけを行ってまいりたい。

二 地方税の税収確保対策に係る税務職員（群馬県職員）市町村派遣制度等の継続について

◇回答

県としても、健全な財政運営を継続していくためには確実な自主財源の確保が必要不可欠であり、その対策が地方税共通の課題になっていると考えてい

る。このため、県税務職員の市町村派遣のほか、合同滞納整理、不動産合同公売、実務研修制度を活用した中核職員の育成など、市町村との連携を強化してきたところである。今後も専任組織による県税務職員の市町村派遣や実務研修を継続するほか、各市町村の実態に応じた連携を図ってまいりたい。

また、実務研修制度を活用した中核職員の育成では、新たな研修生の受け入れに加え、各市町村に戻った研修生に対して、引き続き、連携を図り、支援を行ってまいりたい。

さらに、二十三年度に設置した「地方税徴収対策推進会議」において、市町村の管理職を中心に徴収対策についての協議や意見交換を行い、その成果を県職員の市町村派遣や地方税対策

会議を通して、全市町村と情報共有を図ってまいりたい。

今後とも、町村会税務専門委員会や都市税務協議会との連携を深めることにより、市町村と県、更には市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図ってまいりたい。

三 災害救助法の改正に向けた東日本大震災における被災者救助や被災者受入れ等に関する国、都道府県及び市町村の役割の検証について

◇回答

県では東日本大震災において、関東地方知事会を通じて各市町村が県外からの避難者に対

する支援を積極的に行えるよう、避難者が公費負担医療を受ける場合や、避難者に児童扶養手当や生活保護費を支給した場合の費用負担を全額国庫負担とするなど国としての支援を明確にすることや、市町村が負担した被災地に対する救援物資の輸送・職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する全ての経費について災害救助法の対象とするなど、運用の弾力化を図り、災害救助法に定める手続きや費用

負担について、迅速な支援が行えるよう国に要請したところである。

また、東日本大震災での対応を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、県境を越えた広域避難者の受入れについて県と市町村が連携した広域避難者受入体制、手続の整備に係る対応規定を新たに創設したところであり、今後にも必要に応じて随時地域防災計画の見直しを実施していきたい。

四 クリーンエネルギーの活用、普及及び開発促進等について

◇回答

小水力発電については、平成二十四年度当初予算案において、新たに小水力発電導入支援として、実用型の小水力発電設備を導入する際に必要な基本設計や流量調査等に対する補助金を計上している。こうした補助制度によって、より採算性の高い実用的な小水力発電の導入促進を図っていきたい。

また、本県でのエネルギー利

価や設備価格等の動向を踏まえ、検討していききたいと考えています。

公共施設における省エネ設備導入に対する補助制度は、グリーンニューデール基金により、平成二十一年度から二十三年度まで実施しました。なお、国では、平成二十四年度予算案において、「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」(環境省)、「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」(経産省)により自治体向けの省エネ設備助成を予定しています。

五 子宮頸がん等ワクチン接種の国費助成制度の継続等について

◇回答

県は、平成二十三年七月二十一日、平成二十四年度以降も引き続き国において財源措置を講じるよう厚生労働省あて要望し、平成二十三年第四次補正予算において、事業期間の一年延長(平成二十四年度末まで)が決定した。

国の事業期間延長の決定を受けて県は、子宮頸がん等ワクチン

ン接種緊急促進基金の設置期間を一年延長するための条例の一部改正案、国からの追加交付金を基金に積増しするための平成二十三年度二月補正予算案を平成二十四年二月定例県議会に提出した。

国における定期接種化を含めた検討状況を注視しつつ、平成二十五年以降についても国が責任をもつて財源措置を講じるよう引き続き要望していく。

六 国の妊婦健康診査臨時特例交付金の継続に関する国への働きかけについて

◇回答

妊婦健康診査臨時特例交付金については、全国衛生部長会等を通じて、他県と足並みをそろえ、国に対して継続を要望したほか、県独自でも要望したところである。

結果、国の第四次補正予算において、平成二十四年度も引き続き、妊婦健康診査を公費で実施するため、同交付金を追加交付するための予算が確保されたことから、県においても、二月

定例県議会に群馬県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例議案及び関連予算議案を提出したところである。

平成二十五年以降についても国に対して継続を要望していく。

七 国民健康保険の運営の広域化について

◇回答

市町村国保は、高齢化の進展などにより構造的な財政問題を抱えており、大変厳しい状況であると認識しています。この財政問題は広域化のみで解決できるものではないことから、県では、国に対して、国の責任において国費の拡充により抜本的な解決を図るよう要望しているところです。

現在「社会保障と税の一体改革」や「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、制度のあり方の検討が進められていることから、県としては、国の動向を注視しながら、国民健康保険が持続可能で安定的な制度となるよう、今後とも意見、要望をしつ

かりと国などに申し入れてまいります。

国に対して要望していきたいと考えています。

発を行って参る所存である。

維持する」とされたため、国における改善は困難な状況となっていました。

治体からの補助は、環境省の調査によると、全国的に市町村単位で多く行われており、群馬県においても一町で行われています。法定検査の受検率が思わしくないのは、検査料が浄化槽管理者の財政的負担になっているということも一つの要因かもしれません。浄化槽管理者に法定検査についての認識が不足している点が主な要因と考えられます。このため、県としては法定検査についての啓発及び受検指導をさらに進める方向で対処したいと考えています。

八 ニホンカモシカの個体数調整に係る事務手続きの簡素化等について

◇回答

近年、カモシカによる農林業被害が拡大しているため、有効な被害対策を講じる必要があります。しかしながら、カモシカは文化財保護法により特別記念物の指定を受け保護されていることから、被害対策として捕獲を行うためには、文化庁の許可を得る必要があります。このために、鳥獣保護法に基づいて県が策定した特定鳥獣保護管理計画のなかで、科学的根拠に基づいた個体数調整計画を作成し、捕獲を進めています。

県としては、市町村の事務負担軽減を図るため、現状の申請手続きの簡素化と、カモシカを地域指定とする昭和五十四年八月三十一日に交わされた「カモシカの保護及び被害対策について（三庁合意）」の早期実現に向けて、教育委員会と連携し、

九 残留放射性物質の除去方法の研究について

◇回答

平成二十四年度、林業試験場では原木シイタケをはじめとした栽培きのこについて、原木林及び原木の汚染状況を確認するとともに、除染及び放射性物質移行率の低減方法を研究します。また、得られた成果は早急に生産者にフィードバックするよう努めます。

農業技術センターが実施した農地土壌の放射性セシウム調査の結果、県内農地の九〇パーセント以上は五〇〇ベクレル毎キログラム以下であり、このような比較的放射性物質濃度の低い農地では、深耕・反転耕による濃度の低減や加里肥料の施用等による放射性物質を作物や牧草に吸収させない対策が有効とされている。

そこで、現在の知見による農産物への放射性セシウム吸収抑制対策を農家に指導していくとともに、安全な農畜産物が生産できるよう各種の対策技術の開

十 家電等のリサイクル料金を「前払い方式」に変更すること及び「地域グリーンニューデール基金」の継続に係る国への働きかけ並びに国道及び県道における除草作業及び夜間パトロールについて

◇回答

廃家電の適正排出については、現在、広報誌、ラジオなど広報媒体を通じて県民に周知しているところです。特に平成二十三年七月のアナログ放送終了に伴う廃テレビの増加に対応するため、県内小売店の協力により原則小売店が引取に應じる体制を整備し、リーフレット、ポスターにより県民に広く周知したところ です。

また、家電リサイクル料について評価・検討していた「中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合」が環境大臣あてに報告した意見具申（平成二十年二月）の中で、「リサイクル料金の負担方法は、現行の後払い方式を

維持する」とされたため、国における改善は困難な状況となっていました。

しかし、平成二十四年度に同合同会合で再度家電リサイクルについて評価・検討される予定であることから、不法投棄を誘引する原因と推測される後払い方式から、前払い方式に改善するよう、平成二十四年度も引き続き関係団体等を通じて国に要望して行きたいと考えています。

なお、「地域グリーンニューデール基金」の継続について国に継続の要望を行いました。が、不法投棄監視事業に関しては平成二十三年で終了することになりました。

除草については、所用の予算の確保が図れたので、限られた予算の中ではあるが、適切な除草作業に努めて参りたい。

十一 浄化槽エコ補助金の継続及び浄化槽法定検査料（十一 条 検査）に対する県費助成制度の創設について

◇回答

法定検査の検査料に対する自

治体からの補助は、環境省の調査によると、全国的に市町村単位で多く行われており、群馬県においても一町で行われています。法定検査の受検率が思わしくないのは、検査料が浄化槽管理者の財政的負担になっているということも一つの要因かもしれません。浄化槽管理者に法定検査についての認識が不足している点が主な要因と考えられます。このため、県としては法定検査についての啓発及び受検指導をさらに進める方向で対処したいと考えています。

「浄化槽エコ補助金」は、公共用水域の水質改善を図るため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する目的で今年度に創設された補助制度であり、平成二十三年で限りの予定であったが、平成二十四年度においても継続実施する。

十二 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の拡充について

◇回答

平成二十三年度の鳥獣被害防

止総合対策交付金事業については、国として約百十三億円が予算措置された。このうち約百億円については、緊急対策枠として、二十三年度のみの予算措置としている。また、侵入防止柵の自力施工を行う場合の資材費相当分の定額補助が可能となった。

県としても地域住民による集落ぐるみの被害対策を進める上で当事業の活用が有効と考えており、本年度の「国に対する政策要求事項」にも掲げ、先般（平成二十三年七月二十二日）、事業の継続・拡充等について国に要望したところである。

国では、来年度予算についても、本年度並みの予算措置を講ずる。

十三 東京電力福島第一 原子力発電所事故の損害賠償の範囲について

◇回答

国の原子力損害賠償紛争審査会では、昨年八月に「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」をとりまとめたところであるが、これに示されなかった

ものでも、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るものである。

被害を受けた農林業者が生産意欲を減退させないよう、これまで、農産物等への補償及び風評被害の防止等について、知事から内閣総理大臣及び農林水産大臣等に要請・要望を行ってきた。また、農林水産省においては、昨年四月以降関係県や関係団体に東京電力を加えた連絡会議を十一回開催（平成二十四年二月末現在）しており、この会

十四 ハツ場ダムの建設 継続について

◇回答

平成二十一年九月、当時の国土交通大臣の突然のハツ場ダム中止表明から、およそ二年三カ月が経過した平成二十三年十二月二十二日によりやくハツ場ダム建設事業継続が決定した。前田国土交通大臣は、その日のうちに長野原町を訪れ、直接群馬県知事、長野原町長、東吾妻町長及び地元住民に事業の継続を報告した。

議においても確実な補償と早期の賠償金支払いを強く要請してきたところであり、今後も迅速かつ万全の補償を、国及び東京電力に要請して参りたい。

観光業の風評被害については、県の被害状況を文部科学省等関係機関に訴え、風評被害の対象地域に本県を加えるよう強く要請したところです。その結果、八月五日開催の「原子力損害賠償紛争審査会」において、本県が風評被害の対象地域であると認められました。また、県

平成二十四年度政府予算案には、本体関連工事費十八億円を含む約百三十五億円が計上されています。

県では、地元の皆さんがこれ以上、将来への不安や不便な生活に苦しむことがないよう、直ちにダム本体工事に着手し、基本計画どおりハツ場ダムを完成させるとともに、ダム湖を前提として進められている生活再建事業を早期に完成させることを、今後も引き続き一都四県知事と連携して、強く政府に求めて参りたい。

庁観光物産課及び各地の商工会、商工会連合会、商工会議所に相談窓口を設け、事業者からの相談に応じています。

現在、各事業者から東京電力（株）に対し損害賠償請求の手続きが行われています。

観光業の被害は、幅広い業種が対象となることから、県としては、東京電力（株）に対し、適切に事業者からの請求に対応するよう要請しています。

十五 上信自動車道の早期完成について

◇回答

県としても上信自動車道の必要性については十分認識しており、現在、県事業として、金井、川島、祖母島、箱島、吾妻西、ハツ場の五区間のバイパス事業を推進している。また、国の直轄事業として、渋川西バイパスが事業促進されている。

平成二十三年九月二十八日に、大澤知事から国土交通省道路局長へ「群馬県の要望」とし

て、上信自動車道の予算増額と新規「整備区間」への格上げについて要望を行った。

平成二十四年度も引き続き整備促進を図れるよう、国に対して予算確保を強く要望しているところである。

十六 東毛広域幹線道路 四車線化の早期実現について

◇回答

現在、総延長五八・六キロメートルのうち七八・九キロメートルにあたる四六・三キロメートルが供用済みである。内四車線以上の整備済み延長は二九・八キロメートル（五〇・九キロメートル）となっている。

平成二十三年度は、バイパス事業九箇所及び四車線化事業三箇所、計十二箇所の延長約二七・二キロメートル区間を整備促進中である。六月には、高崎玉村バイパスの一部区間（二・一八キロメートル）が新たに開通するとともに、太田市内の（一・二）キロメートル区間で四車線化が完了した。

平成二十四年度は、葦塚工区及び境工区を一年間前倒し、平成二十四年度完成を目指すと共に

に、平成二十六年度の暫定二車線を含む全線開通に向けて事業の推進に努めて参りたい。
全線四車線化（板倉バイパスを除く）による供用開始時期については、平成二十九年年度を目途に、事業効果の高い箇所から順次整備を行っており、引き続きき予算確保に全力で努めて参りたい。

県からの回答の総括

- ① 要望実現のために、国への働き掛け等の具体的動きをする（した）事項（十一項目）
- 一 地方交付税の充実強化について
 - 二 地方税の税収確保対策に係る税務職員（群馬県職員）市町村派遣制度等の継続について
 - 三 クリーンエネルギーの利活用の普及及び開発促進等について
 - 四 子宮頸がん等ワクチン接種の国費助成制度の継続等について
 - 五 国の妊婦健康診査臨時特例交付金の継続に関する国への働きかけについて
 - 六 残留放射性物質の除去方法の研究について
 - 七 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の拡充について
 - 八 東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償の範囲について
 - 九 ハツ場ダムの建設継続について
 - 十 上信自動車道の早期完成について
 - 十一 東毛広域幹線道路四車線化の早期実現について
 - 十二 災害救助法の改正に向けた東日本大震災における被災者救助や被災者受入れ等に関する国、都道府県及び市町村の役割の検証について
 - 十三 国民健康保険の運営の広域化について
 - 十四 ホンカモシカの個体数調整に係る事務手続きの簡素化等について
 - 十五 家電等のリサイクル料金を「前払い方式」に変更すること及び「地域グリーンニューデール基金」の継続に係る国への働きかけ並びに国道及び県道における除草作業及び夜間パトロールについて
 - 十六 浄化槽エコ補助金の継続及び浄化槽法定検査料（十一条検査）に対する県費助成制度の創設について

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

《掲載情報》

- ・ 本会定期総会における宣言及び決議
- ・ ハツ場ダム建設推進に関する決議
- ・ 過去の宣言及び決議
- ・ 災害共済事業の案内
- ・ 平成24年度本会主催の研修日程
- ・ 平成24年度町村職員研修ガイド

- ・ 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・ 市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）研修一覧
- ・ 自治大学校研修計画
- ・ 平成24年度町村職員採用資格統一試験案内
- ・ 群馬自治掲載コラム
- ・ おすすめの一冊
- ・ パソコン活用法
- ・ 個人情報等保護関係
- ・ 関係団体へのリンク

※「町村長の主張」の原稿を随時募集していますので、事務局へ原稿をお送りください。



群馬県町村議会議長会理事
(下仁田町議会議長) 千野 榮治

ジオパークを活かした 活力ある町づくりを！

下仁田町は、群馬県の西南部に位置し、西に長野県佐久市、軽井沢町、北に安中市、東に富岡市、南に南牧村、神流町、藤岡市と甘楽町に接しております。

総面積は、一八八・二七平方キロメートルで総面積のうち約八五パーセントが山林原野で占められております。美しい山並みや清らかな溪流

流など緑豊かな自然に恵まれた農山村であり、古くは関東と信州とを結ぶ交通の要衝の姫街道として栄え、現在もその町並みがところどころに原風景として残っております。

周囲は、標高一、〇〇〇メートルを超える急峻な山々に囲まれ、町の中央を鐺川と国道254号線が東西に貫いており、町の東には、上信越高速自動車道下仁田ICがあり、下仁田への玄関口となっております。

上毛かるたにも謳われていますように「ネギとこんにゃく下仁田名産」として全国的な知名度も高く、特に下仁田ブランドとしての葱は、昨年に下仁田葱の日をいい風味のごろ合わせで十一月二十三日と定め、冬のシーズンは、国道254号線沿いには、道の駅や直売所が軒を連ね葱を買い求

める観光客等で賑わい活気に溢れ冬の風物詩となっております。

また、昨年九月五日、日本ジオパーク委員会から群馬県で初めて「下仁田ジオパーク」が認定されました。町内のジオサイトには多くの観覧者が訪れます。「ジオパークで地域に活力を」を合言葉に活性化に期待を寄せる中、地元商店による「ジオ」に因んだオリジナル商品の開発や提案等がなされています。更には、三年後に世界認定を目指して、活動を展開しております。また、世界遺産登録を目指す群のひととして、「荒船風穴」が絹産業遺産群の指定になるなど、この好機を町の発展の前途の光明と捉え、今後の観光や地域の振興、町の活性化に結び付けられるよう大いに期待をしているところであります。

そういった中で、町の状況を

見ますと、少子高齢化の波は急速に進行し、高齢化率も益々高まり、地方分権や行政改革が求められている中で、議会の役割としまでも、その変化に的確に対応し、住民の生活や福祉の向上を目指して柔軟に、適切に対応することが求められているところであります。中でも、当町としては、本年四月に各課の統廃合など大幅な機構改革を行い、行政のスリム化、効率化を図り、人件費の削減を断行し、議会におきましても議員定数の削減を図り、執行機関共々、行政改革に取り組んできたところでもあります。

また、議会の基本的役割とし



蚕種貯蔵所として日本一の貯蔵能力を誇った荒船風穴

紅葉の神津牧場と浅間山



て、住民サービスや町民生活の向上のために何をなすべきかを真剣に考え、果たすべき役割を再認識することからも議会基本条例の制定に向けて、先進地を視察し、専門委員会を立ち上げるべく調査研究を重ねているところでございます。

今後におきましても、益々複雑化する地方情勢に対して、議員自らの資質の向上を図るとともに、住民の各種要望に的確に対応し住民の生活を守り、福祉の向上を図るべく、安全安心な住みよい街づくりを推進するため努力していきたいと思いま



ジオパーク観察会



開会あいさつする高橋会長

副会長に竹内氏・監事に安田氏

県町村議会議長会 臨時総会を開催

県町村議会議長会は、五月八日、東京・全国町村会館で臨時総会を行い、欠員となっていた役員の補欠選任を次のとおり決定した。

副会長 竹内良太郎
(長野原町議会議長)



監事 安田 博敏
(大泉町議会議長)



任期は、平成二十四年五月八日〜平成二十五年六月一日までの残任期間。

当選議長の紹介

邑楽郡千代田町 細田 芳雄
四月二日 当選
利根郡昭和村 藤井 富夫
四月五日 当選
利根郡みなかみ町 森下 直
五月十七日 当選

議長会役員の異動

高橋幸一郎 (昭和村)
三月三十日 監事退任
野中 嘉之 (板倉町)
三月三十一日 副会長退任
関根 愼市 (明和町)
四月一日 理事就任
竹内良太郎 (長野原町)
五月八日 副会長就任
安田 博敏 (大泉町)
五月八日 監事就任
久保 秀雄 (みなかみ町)
五月十七日 理事退任
高橋 正治 (片品村)
五月十七日 理事就任

県町村議会議長・ 事務局長研修会を開催

「議会の運営」など 3氏による講演会

県町村議会議長会は、五月八日（火）・九日（水）の両日、東京・全国町村会館で臨時総会に引き続き議長・事務局長研修会を開催し、県内の全町村議会議長・事務局長等が受講した。

最初に講演にたった元都道府県議会議長会議事調査部長野村稔講師は、議会運営で議長や事務局長が留意しなければならない事柄や、議会改革の必要性を説いた。

また、政治ジャーナリストの泉宏講師は、「激動の国内政治」と題する講演を行い、混迷を極める政局の動向を予測した。続いてジャーナリストの東谷暁講師は、「経済展望」と題する講演の中で、TPPはアメリカの雇用対策であるとし、その例と

して「北米自由貿易協定（NAFTA）で利益を得たのはアメリカ企業だけで、カナダ、メキシコに利するものはなかった」と述べた。また米韓FTA締結で韓国が輸出を伸ばしたことにについては、「米韓FTAはまだ協定が発効していない。ウォンの下落が輸出を増大した」と語り、TPPは厳しい雇用問題を抱えるアメリカ・オバマ大統領の選挙対策であり、日本に利するものはないと断じた。

研 修 科 目



「経済展望」

経済ジャーナリスト

東谷

暁氏



「激動の国内政治」

政治ジャーナリスト

泉

宏氏



「議会の運営について」

元都道府県議会議長会

議事調査部長 野村

稔氏

平成24年度サマー宝くじ

サマージャンボ・2000万サマー

サマー史上最高額
5億円!

いよいよサマー宝くじのシーズンがやってまいります。

今年の「サマージャンボ」は、サマー史上最高額の1等・前後賞合わせて5億円!

もちろん昨年度大好評だった「2000万サマー」も同時発売いたします。

サマージャンボで5億円をねらうか、はたまた1等2千万円が450本の2000万サマーに賭けるかはあなた次第!!

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

一人でも多くのみなさま方にぜひとも群馬県内でのご購入をお願いいたします。

発売目的

市町村財政の充実を図ることを目的として発売が開始されました。この収益金は、市町村の振興事業に役立てられています。

発売概要

発売期間：平成24年7月9日(月)～7月27日(金)

抽せん日：平成24年8月7日(火)

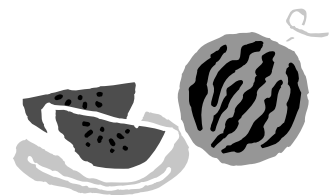
当せん金

【サマージャンボ宝くじ】

等 級	当せん金	本 数	
		1ユニット	26ユニット
1 等	4億円	1本	26本
1等の前後賞	5,000万円	2本	52本
1等組違い賞	10万円	99本	2,574本
2 等	500万円	2本	52本
3 等	100万円	100本	2,600本
4 等	1万円	10,000本	260,000本
5 等	3,000円	100,000本	2,600,000本
6 等	300円	1,000,000本	26,000,000本
サマーパッケージ賞	10万円	1,000本	26,000本

【2000万サマー】

等 級	当せん金	本 数	
		1ユニット	9ユニット
1 等	2,000万円	50本	450本
1等の前後賞	10万円	100本	900本
2 等	1万円	10,000本	90,000本
3 等	300円	1,000,000本	9,000,000本



収益金等

①収益金の用途

緊急災害発生時の災害支援や市町村の緊急の施設整備事業等への融資、その他市町村に関わる振興事業（コミュニティづくり支援事業助成等）などに活用されています。

②収益金の配分

次のような算出方法で配分されています。

- (1) 県内の市町村数を勘案した均等割額
- (2) 人口割額
- (3) 前年度の各都道府県発売実績割額

群馬県内での売上が多ければ多いほど本県への配分も多くなりますので、ぜひ群馬県内の各売場でお買い求め下さい。

お問い合わせ先 公益財団法人群馬県市町村振興協会

TEL 027-290-1350

<http://www.npogunma.net/gunma-shinko/>

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケ
ガ

加入者
(議員)
ご本人

および

配偶者

(夫婦型に
ご加入の場合)



演説中・公務中の事故



車での移動中の事故



飛行機搭乗中の事故



スポーツ中の事故



包丁で指を切った



ドアにぶつかりケガをした



階段で転んでケガをした

夫婦型
のご加入を
おすすめ
いたします

個人賠償責任



自転車で他人にぶつかり
ケガをさせた



飼い犬が他人に噛みついた



同居の子ども・孫が
他人のものを破損した



買い物中に誤って
商品をこわした

保険金額と掛金(保険料+制度運営費)

制度の特長

(注)本人型と夫婦型は、重複して加入できません。

(保険期間1年間 年齢別別A級)

加入タイプ		本人型		夫婦型	
ケガの補償の対象者		加入者(議員・議会事務局職員)本人	加入者(議員・議会事務局職員)本人	加入者(議員・議会事務局職員)本人	配偶者
補償内容		保険金額		保険金額	
ケガ	重症	交通事故	1,558万円	1,558万円	1,075万円
	後遺障害	交通事故以外のケガ	800万円	800万円	600万円
	入院	交通事故	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
		交通事故以外のケガ	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
	手術	交通事故	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円
		交通事故以外のケガ	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円
通院	交通事故	日額2,500円	日額2,500円	日額2,500円	日額2,500円
	交通事故以外のケガ	日額1,500円	日額1,500円	日額1,500円	日額1,500円
個人賠償責任		他人の身体を傷め、他人の財産を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合(火災・盗難・交通事故・器物損壊など)		最高5,000万円 (自己責任あり)	
掛金		22,000円 (保険料20,000円+制度運営費2,000円)		35,000円 (保険料33,000円+制度運営費2,000円)	

本年度は、約15%(注)の割引となります。

(注)団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口割引10%を乗算しています。

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

◎ご加入のお申込みは◎
町村議会事務局まで

新規・中途加入者の掛金(保険料+制度運営費)

補償開始日	掛 金		補償開始日	掛 金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	1月1日	11,000円(保険料10,010円)	17,500円(保険料16,520円)
8月1日	20,200円(保険料18,340円)	32,100円(保険料30,260円)	2月1日	9,200円(保険料8,340円)	14,600円(保険料13,750円)
9月1日	18,400円(保険料16,670円)	29,200円(保険料27,500円)	3月1日	7,400円(保険料6,660円)	11,700円(保険料11,000円)
10月1日	16,500円(保険料15,000円)	26,300円(保険料24,760円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,260円)
11月1日	14,700円(保険料13,340円)	23,400円(保険料22,000円)	5月1日	3,700円(保険料3,340円)	5,900円(保険料5,510円)
12月1日	12,900円(保険料11,670円)	20,500円(保険料19,260円)	6月1日	1,900円(保険料1,670円)	3,000円(保険料2,750円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、株式会社損害保険ジャパン(幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独的に保険契約上の責任を負います。
 - ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいられる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- ◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830
- ◎幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ11-13671 2012年3月30日作成

去る五月二十一日の出勤前に金環日食を自宅の庭で家族揃って観望した際、妙な明るい暗さと寒さを体感しました。平安時代の日本人はどのように感じたのかを知りたくなり、全国町村会への出張の帰りに新宿の八階建ての大きな書店本店に寄りました。目的とする本にはたどり着けま

宮』を著した作家であり、文芸評論家でもあり、昨春秋に文化勲章を受章しています。『快樂としての読書』の帯には、「小説、エッセーから詩歌、批評、辞書や絵本まで、読めば本屋さんまで走りたくなる花やかな読書案内」とあります。第1章（本全体の1割分）が書評のある人生とし

おすすめの1冊



『快樂としての読書』日本篇

丸谷才一著
ちくま文庫

読んでしたが、思いがけず「読めば本屋さんまで走りたくなる」というコピーの文庫本に出合えました。

今回のおすすめの一冊は、『快樂としての読書』日本篇・丸谷才一著（ちくま文庫）です。丸谷氏は、大正十四年山形県鶴岡市生まれ。『たった一人の反乱』や『輝く日の

て、書評と「週刊朝日」、扇谷正造と齋藤明が作ったものの、書評の条件という三つのエッセーにより、英国の書評ジャーナリズムを手本として徐々に発展していった我が国の書評文化の歴史が詳細に語られています。第Ⅱ章（本全体の九割分）が書評122選として、百三十二冊の読むに

価する、読まなかったら一生損をするような本の魅力を分かり易いすっきりとした文章で紹介しています。

百三十二本の書評のそれぞれには丸谷氏の芸術的な書評題が付いています。例えば、池波正太郎『散歩のとき何か食べたくなって』の書評題には「鬼平がぶらりとはいる料理屋の主人たち」、佐野洋子『100万回生きたねこ』には「恋をした猫は一回だけ死んだ」、松本清張『河像・森鷗外』には「謎とき手法による伝記」、村上春樹『スプリングの恋人』には「喪失の研究」です。

この本を読み、書評が芸術の一分野であること及びイギリスで書評が発展した理由が分かりました。鉄道がはじまったイギリスでは、鉄道旅行には暇つぶしの読書が不可欠で、本が売れ、その結果として書評が盛んになったそうです。丸谷氏推奨の文庫本を持ち、各駅停車の旅に出たくなりました。

（U）

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係			日 程	会 場
人事評価実務研修会	7月10日(火)	群馬県市町村会館 大研修室		
第一回町村職員採用資格統一試験	7月22日(日)	実施町村指定会場		
関東町村会トップマネジメントセミナー	7月26日(木)～27日(金)	東京都 全国町村会館		
群馬県市町村総合事務組合議会臨時会	8月21日(火)	群馬県市町村会館 特別会議室		
第二回町村職員採用資格統一試験	9月16日(日)	実施町村指定会場		
全国町村長大会	11月21日(水)	東京都 NHKホール		
群馬県町村議会議長会関係			日 程	会 場
役員会	7月17日(火)	群馬県市町村会館		
役員会	10月1日(月)～2日(火)	県内		
全国監査委員研修会	10月3日(水)～4日(木)	東京都 メルパルクホール		
議員研修会	10月24日(水)	吉岡町 吉岡町文化センター		
町村議会議長全国大会	11月14日(水)	東京都 NHKホール		
議会広報研修会	11月27日(火)	群馬県市町村会館		

群馬県市町村総合事務組合職員採用試験のお知らせ

平成24年7月1日 群馬県市町村総合事務組合

平成25年4月1日採用の群馬県市町村総合事務組合職員採用試験を次のとおり実施します。

1 群馬県市町村総合事務組合について

群馬県市町村総合事務組合は、地方自治法第284条に規定する一部事務組合です。組織団体及び共同処理している事務については、組合同約(<http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/lframe.htm>)をご確認ください。

2 採用予定人員及び職務内容

採用予定人員は1名、職務内容は一般事務です。

3 受験資格

受験資格は、昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人です。ただし、日本国籍を有しない人又は地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

4 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

一般的な知識・知能について、大学卒業程度の5肢択一式試験を行う。

(出題分野：文章読解能力、数的能力、推理判断能力)
試験時間：45分(出題数：70問)

イ 適正検査

適正検査：35分

ウ 作文試験

識見・思考力・表現力等について試験を行います。
試験時間：120分(1,200字)

(2) 第2次試験

ア 面接試験

個別面接を行い、人物について総合的に試験を行います。面接では、自己PRタイム(約2分間)を設けます。

5 試験日程・会場及び合否発表

(1) 第1次試験

ア 日時

平成24年11月4日(日)

受付 午前8時30分～8時45分

説明 午前8時50分～

試験 午前9時00分～

イ 会場

群馬県市町村会館 2階 大研修室

所在地：前橋市元総社町335番地の8(JR新前橋駅西口から徒歩約7分)

ウ 合否発表

平成24年11月20日頃郵送にて合否を通知します。

(2) 第2次試験

日時、会場等については、第1次試験合格者に通知します。

6 給与

群馬県市町村総合事務組合給与条例の定めるところによります。

7 受験申込手続き及び受付期間

(1) 受験申込書用紙等の交付

受験申込書用紙及びエントリーシートは、平成24年8月1日(水)から群馬県市町村総合事務組合総務課で交付します。郵便で用紙を請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込書用紙等請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形外封筒、A4版対応)を同封して総務課まで請求してください。

(2) 申込手続き

受験申込書及びエントリーシートに必要な事項を記入し、写真2枚を貼付して総務課へ提出してください。

郵送の場合は簡易書留とし、封筒の表に「採用試験申込」と朱書してください。

(3) 申込受付期間

平成24年10月15日(月)から平成24年10月24日(水)まで受け付けます。

なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土曜日及び日曜日を除く。)

また、郵送の場合は、受付最終日までの消印があるものを受け付けます。

(4) 受験票の送付

受験票は、試験日の5日前までに発送します。

8 問い合わせ先

この試験についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

(1) 群馬県市町村総合事務組合事務局の所在地

〒371-0846 前橋市元総社町335番地の8

群馬県市町村会館 6階

(2) 群馬県市町村総合事務組合事務局の電話番号

027-290-1352